

[事後指定（商標法施行規則第 3 条関係）様式備考]

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横 21 cm、縦 29.7 cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 文字は、タイプ印書又は印刷により記載する。手書きによるものは、認められない。
- 3 コンピュータ印字を用いて事後指定の書面を作成するときは、次の要領により作成する。
 - イ 書面の割り付け及び内容は、MM4 の形式と一致し、各欄を拡張する場合は、欄の途中で次ページにならないように作成しなければならない。
 - ロ すべての欄は、一本線で描かなければならない。
 - ハ 各欄は、そこに記載する情報がないときも、表示しなければならない。
- 4 各欄への記載は、別段の定めがある場合を除き、英語でなければならない。
- 5 「For use by the holder」には、提出するcontinuation sheet及びMM17の枚数をそれぞれ記載するとともに、MM18を提出する際には□内に×印を付す。
- 6 「Holder's reference」は、ローマ字、アラビア数字若しくは「-」又はその組み合わせによる書類記号を記載することができる。
- 7 第2欄「NAME OF THE HOLDER」は、国際登録簿と同一のものを記載する。
- 8 国際登録名義人が2名以上いる場合は、全ての名義人名を第2欄に記載する。
- 9 第3欄「DESIGNATIONS」は、締約国の左横の□内に×印を付す。
- 10 年月日を記載する場合は西暦及びグレゴリー暦により、「日/月/年」の順とし、日及び月は2桁、年は4桁のアラビア数字で表示し、日及び月の数字の後にスラッシュを付す（例えば2015年2月4日は「04/02/2015」）。
- 11 日本国特許庁への手数料納付に係る表示は、事後指定書に記載した名義人の氏名（名称）、国際登録番号、名義人整理番号、提出日及び納付金額を記載した別の用紙を作成し、次の要領により行う。
 - イ 特許印紙による場合には、特許印紙の貼付
 - ロ 現金納付による場合には、納付済証（特許庁提出用）を貼り付けた用紙の提出
 - ハ 電子現金納付による場合には、納付番号の記載
 - ニ 指定立替納付（特許庁窓口において納付する場合に限る。）による場合には、その旨及び識別番号の記載
- 12 事後指定等の提出書類は、容易に分離し又はとじ直すことができるように例えばクリップ等を用いてとじる。